

さをもつて臨むようになる。これは延享元年（一七七四）の法令であるが、この発令によって潜伏はますます細心、巧妙となり宗命を相続していったのである。

注法華經の注記年代について

山中喜八

祖伝に現れたる注法華經の御撰集については、別頭統紀が、建長四年下総東漸寺に於て撰したまうと記したのを初出とし、次いで高祖年譜は建長七年の著作と伝え、爾來概ね年譜の説を踏襲しているが、ひとり日蓮宗年表のみは、文永十一年頃身延山に於て註すとしている。又、板本註法華經を編纂した仏乘日擘師は、その奥書によれば文応元年以前の撰集とするものの如く、会本註法華經を編集刊行した河合日辰・北尾日大・加藤文雄三師は、立教開宗のために此の御準備が行われたとして、統紀の説に与しているのである。

然るに、その御注記の筆蹟を、授決円多羅義集唐決（嘉禎四年）・五輪九字秘釈（建長三年）・不動愛染感見記（建長六年）・災難興起由来（正元二年）・災難対治抄（同年）

・論談敵対御書（弘長二年）等の真蹟と照合するに、これら御壯年時の筆意とは甚だ異なるものがあり、立宗前後の注記とは押しがたい。更に、御注記の経釈と同一の文言を引用せられある文永以降の御書のうち、真蹟の現存するものについてその引文の個所を対照するに、最も早きものも文永十年以後の御筆蹟に属し、大半は実に建治元—三年に亘る御著作と拝せざるを得ない。しかも、裏面の行間又は余白に挿記したまえるものの中には、弘安と覚しき御筆蹟すらも散見するのである。

又これを御注記の内容より考えても、立宗前後とは推しがたき理由が存する。即ち、若し開教準備のための聖衆ならば、浄土門閥係の教籍も相当に引かれてあるべき筈なのに、事實は、大阿弥陀經一章、觀無量壽經二章、觀經義疏一章、同正觀記一章、浄土群疑論一章、往生捨因一章の七文に過ぎない。しかのみならず、その阿弥陀經・觀經の三章は共に阿闍世王の行蹟に関する経家の叙事であり、觀經義疏・同正觀記の二章は弥天道安に始まった三分判經の来历であり、群疑論の一章は方便品の小善成仏義の肯定であり、ただ僅かに往生捨因の一文のみが、諸仏の証明勸進の多少を論じて往生浄土の無疑を訴えるに止まり、かの善導・法然等の著述の如きは、その名目だにも発見すること

ができないのである。

これに反して密教関係の経釈は、大日経第五章、金剛頂經一章、蘇悉地經一章、瑜祇經一章、分別聖位經一章、威儀形色經一章、觀智儀軌一章、一字金輪時処儀一章、法華肝心陀羅尼一章、大日經疏三章、同義釈三章、金剛頂義訣一章、顯密二教論七章、秘藏宝鑰一章、法華十不同一章、蘇悉地經疏二章、大日經指帰三章、講演法華儀一章、真言宗教時義七章、菩提心義八章等の多数に上り、いづれも密教独自の主張を展開した要文である。従來の所説の如く、念禪対破は主として佐前、真言対破は主として佐後の事とするならば、密教に対する深甚の関心を示された注法華經は、その内容より考えても亦佐後の御撰集に擬すべきであろう。

抑も注經の聖聚の中には、ただに天台法華宗のみならず、華嚴・三論・法相・真言各宗の所依の經論及び宗典を多数引用されているのであるが、聖祖御自身の御釈は全然表明されていないのであって、此れを單なる法華經の註疏と考へるのは皮相の見解であろう。即ち、百川をして大海に注帰せしめるが如く、法華經王を能判能撰とし、御注記の經釈を所判所撰として、その不了義や曲會を自ら表白し匡正せしめ、以て三国の仏教を統判しようとしたのだ

が、実に此の撰集の目的であつたと拝すべきであつて、かくの如き注經觀は、向尊の金綱集の示唆するところであるが、詳細は後日に譲ることとしたい。

その結構に於て史上類型を絶せる一大撰集が、建治を中心とする四五年の間に行われたことは、恐らくは將來のためにする深遠の聖慮に基くものである。文永十二年三月令弘通此大法之法。必安置一代之聖教。習學八宗之章疏。然則予所持之聖教多多有之。雖然而度御勵氣衆度大難之時。或一卷二卷散失。或一字二字脱落。或魚魯謬誤。或一部二部損朽。若默止過二期之後。弟子等定謬亂出來之基也。爰以愚身老耄已前欲亂調之。(定本遺文九一〇頁)

として、聖教を四方に求められたことも、或は注經御撰集のためではなかつたのであろうか。更にまた興尊の御遷化記録が、

一、御所持仏教事

御遺言云。仏者立像墓所傍可立置云云。經者私集最要

文華經。同籠置墓所寺。六人香華當番時可披見之。自余聖教者非沙汰之限云云。(宗全興尊全集一〇五頁)

と伝えるに到つては、いよいよ以て滅後のために此の撰集注記があつたこと、深く感佩せざるを得ないのである。